

伐倒に係る特記仕様書（標準仕様書第 27 条、第 28 条関連）

本件は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき指定された告示市町村に所在する国有林の被害森林に係る災害復旧を計画的に行う事業である。

- 1 被害木等の伐採は原則皆伐とする。但し、延焼の程度が軽微で、将来、母樹となりうる被害木は適宜保残するものとする。
- 2 被害木は、炭化、枯死、腐食等のため通常の樹木よりも脆く、風の影響により枝等の落下、振動による倒木、炭化・腐食が著しい樹木は幹の途中から折損する危険があるほか、伐倒により木片が飛びやすいことから、退避先・退避方法を確認したうえで伐採するものとする。
- 3 契約した小班以外の立木等を伐採しなければならない事態が生じたときは、監督職員の指示を受けてから作業するものとする。
- 4 伐倒に際して既存の工作物等を損傷することのないように留意するものとする。また、損傷した場合は、原形通り修理復旧するものとする。
- 5 伐倒作業に伴い発生した末木、枝条等を沢地、河川の流路等、道路又は道路の排水施設付近に放置してはならないものとする。